

府 子 本 第 257 号  
雇 児 保 発 0903 第 3 号  
平 成 27 年 9 月 3 日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

（印影印刷）

### 私立保育所の運営に要する費用について

私立保育所の保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法第 24 条第 1 項により、市町村の実施義務が堅持されたところであり、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この委託費については、その性格上、一定の用途範囲が定められることとしており、その適切な運用のため、公定価格の基本分単価等の内訳について以下のとおり示す。

#### 公定価格の基本分内訳

基本分単価 = 事務費（人件費、管理費） + 事業費

#### 1 事業費関係

##### 一般生活費

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| ・ 3 歳未満児 | 児童 1 人月額 | 9,804 円 |
| ・ 3 歳以上児 | 〃        | 6,637 円 |

## 2 管理費関係

基本分単価に含まれている管理費

別紙「基本分単価に含まれている管理費」のとおり

## 3 人件費関係

平成 27 年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

| 職 種     | 格 付            | 本俸基準額     | 特殊業務手当基準額 |         | 人件費（年額）        |                        |
|---------|----------------|-----------|-----------|---------|----------------|------------------------|
|         |                |           | 調整数       | 基本額     | 平成 26 年度<br>当初 | 平成 27 年度<br>当初         |
| 所 長     | （ 福 ） 2 - 3 3  | 251,500 円 | -         | -       | 約 459 万円       | 約 466 万円<br>（ + 1.5% ） |
| 主任保育士   | （ 福 ） 2 - 1 7  | 231,744 円 | 1         | 9,200 円 | 約 423 万円       | 約 430 万円<br>（ + 1.7% ） |
| 保 育 士   | （ 福 ） 1 - 2 9  | 197,268 円 | 1         | 7,800 円 | 約 356 万円       | 約 363 万円<br>（ + 2.0% ） |
| 調 理 員 等 | （ 行二 ） 1 - 3 7 | 168,100 円 | -         | -       | 約 292 万円       | 約 299 万円<br>（ + 2.3% ） |

- （注） 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。  
 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。  
 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。  
 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。  
 5 地域区分について別途加味する必要がある。  
 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。

## 4 夜間保育加算

夜間保育加算における単価表（月額：児童一人当たり）（単位：円）

| 定員区分        | 年齢区分   | 事業費   | 管理費 |
|-------------|--------|-------|-----|
| 20 人まで      | 3 歳未満児 | 4,822 | 103 |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 21 人～30 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 69  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 31 人～40 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 52  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 41 人～50 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 41  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 51 人～60 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 34  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 61 人～70 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 30  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 71 人～90 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 26  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |
| 81 人～90 人まで | 3 歳未満児 | 4,822 | 23  |
|             | 3 歳以上児 | 6,429 |     |

- （注）夜間保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

## 5. 休日保育加算

休日保育加算における単価表（月額）

（単位：円）

| 休日保育の年間延べ利用数       | 事業費     | 管理費   |
|--------------------|---------|-------|
| ～ 210 人            | 59,167  | 2,890 |
| 211 人～ 279 人       | 61,597  | 3,127 |
| 280 人～ 349 人       | 66,458  | 3,602 |
| 350 人～ 419 人       | 71,319  | 4,077 |
| 420 人～ 489 人       | 76,181  | 4,552 |
| 490 人～ 559 人       | 81,042  | 5,027 |
| 560 人～ 629 人       | 85,903  | 5,502 |
| 630 人～ 699 人       | 90,764  | 5,977 |
| 700 人～ 769 人       | 95,625  | 6,451 |
| 770 人～ 839 人       | 100,486 | 6,926 |
| 840 人～ 909 人       | 105,347 | 7,401 |
| 910 人～ 979 人       | 110,208 | 7,876 |
| 980 人～ 1,049 人     | 115,069 | 8,351 |
| 1,050 人～ (1,119 人) | 119,931 | 8,826 |

（注） 休日保育加算に含まれる人件費は当該加算額からこの表の事業費、管理費を減じて算定する必要がある。

## 6. 処遇改善等加算（基礎分）

| 加算率の区分 | 職員 1 人当たりの平均勤続年数 | 内訳  |     |
|--------|------------------|-----|-----|
|        |                  | 人件費 | 管理費 |
| 12%加算分 | 10 年以上           | 10% | 2%  |
| 11%加算分 | 9 年以上 10 年未満     | 9%  | 2%  |
| 10%加算分 | 8 年以上 9 年未満      | 8%  | 2%  |
| 9%加算分  | 7 年以上 8 年未満      | 7%  | 2%  |
| 8%加算分  | 6 年以上 7 年未満      | 6%  | 2%  |
| 7%加算分  | 5 年以上 6 年未満      | 5%  | 2%  |
| 6%加算分  | 4 年以上 5 年未満      | 4%  | 2%  |
| 5%加算分  | 3 年以上 4 年未満      | 3%  | 2%  |
| 4%加算分  | 2 年以上 3 年未満      | 2%  | 2%  |
| 3%加算分  | 1 年以上 2 年未満      | 1%  | 2%  |
| 2%加算分  | 1 年未満            | 0%  | 2%  |

## 7. その他加算について

### 人件費関係

処遇改善等加算（賃金改善要件分）、所長設置加算、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算

### 管理費関係

減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算

調整部分（分園の場合、恒常的に土曜日を閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。